

題字は 文学博士・謹慎特別会員・毎日書道展・創玄展審査委員 野村無象氏揮毫

納税協会は
あなたのお役
に立ちます!!
税のご相談は
お気軽に
お越し下さい。



第140号

発行
豊岡市上陰151番地の6
TEL 22-3862 FAX 24-2956
豊岡納税貯蓄組合連合会
公益社団法人 豊岡納税協会
協賛
豊岡県税事務所
北但地区1市2町
印刷
岩見印刷(株)

竹野港 海町マーケット

竹野地域の特徴的な産業である漁業。

近年、漁師の高齢化や後継者不足で組合や町の賑わいが無くなってきており、地域活力が低下している状況です。

再び、かつての賑わいの創出と地域活力の向上を図るため、但馬漁業協同組合竹野支所やたけの観光協会、行政などが連携して港町の特徴を生かした市を開催することになりました。

最初は、週1回の魚介類の直売市を開催し、翌年には魚介類だけでなく野菜や食料品など、より多様な品物が購入できるマーケットに発展しました。

今では、隔週1回の直売市に加えて、マーケットを4月から10月まで毎月1回開催しており、鮮魚や野菜の販売、地元のお店を中心としたフードコーナー、漁船を使ったプチ遊覧船などを行っています。



竹野港 海町マーケット 今後の開催予定

| | |
|-------------|----------|
| 8月24日(土) | 竹野浜 |
| 16:00~20:00 | |
| 9月22日(日) | 但馬漁協竹野支所 |
| 10:00~14:00 | |
| 10月19日(土) | 但馬漁協竹野支所 |
| 10:00~14:00 | |

facebook <https://www.facebook.com/takeno.umimachi/>

【お問い合わせ】但馬漁業協同組合竹野支所 TEL (0796) 47-1188

目次

- ・着任のごあいさつ (鎌田芳郎氏) 2
- ・人事異動 (豊岡税務署) 2
- ・着任のごあいさつ (村尾浩司氏) 3
- ・人事異動 (豊岡県税事務所) 3
- ・令和元年度定時総会開催 (納税協会・納税貯蓄組合) 4
- ・納税協会青年部会だより 5
- ・第58回「税に関する高校生の作文」募集 6
- ・申告書の提出について 6
- ・各種説明会のご案内 7
- ・令和元年度 兵庫県納税功労者表彰 8
- ・個人事業税の納税について 8
- ・ゴルフ場利用税・軽油取引税 9
- ・事業用資産の償却資産申告について 10
- ・法人市民税・滞納処分について 11

着任のごあいさつ

豊岡税務署長 鎌田 芳郎



残暑の候、豊岡納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人豊岡納税協会の会員の皆様方には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

皆様方におかれましては、平素から税務行政につきまして深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

私は、本年7月の定期人事異動により豊岡税務署長を拝命し、このたび着任いたしました鎌田でございます。

但馬地域は、自然環境に恵まれた歴史と伝統のある地域であり、当署に勤務できますことは、大変光栄でありますとともに、税務署長という責任の重さに改めて身の引き締まる思いをいたしております。

微力ではございますが、精一杯、職責を全うしてまいりますので、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、納税貯蓄組合連合会におかれましては、「中学生の税についての作文」や「小学生の税に関する書道・ポスター」の募集など、各種事業を積極的に展開され、租税教育の充実等にご尽力いただき、ありがとうございます。

また、納税協会におかれましては、公益社団法人として、年末調整等の説明会の開催や、確定申告期の広報活動や租税教室に多数の講師を派遣していただくなど、積極的な事業活動を通じて税知識の普及に大きな役割を果たしておられ、大変心強く感じている次第であります。

私ども、税に携わるものとしましては、適正かつ公平な課税と徴収の実現に向けて、その使命を果たすよう努めてまいりますとともに、各種情報の提供をはじめ、税務相談や税務手続における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実に最大限努力する所存でありますので、今後とも一層のご理解とお力添えを賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

ところで、皆様もご承知のとおり、消費税率の10%への引き上げ及び軽減税率制度が、令和元年10月に実施されます。

国税当局といたしましては、軽減税率制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様には制度の内容を十分理解していただけるよう、納税協会をはじめとする関係民間団体の皆様と緊密に連携を図りながら、引き続き着実な制度の周知・広報や丁寧な相談対応に取り組むこととしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

結びに当たりまして、皆様方のご事業の益々のご発展とご健勝を心から祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

人事異動

豊岡税務署 (7月10日付)

| 職名 | 転入 | | | 転出 | | |
|---------|-------|----|-------------|-------|----|------------------|
| | 氏名 | 前 | 任 署 等 | 氏名 | 転 | 出 先 |
| 税務署長 | 鎌田 芳郎 | 奈良 | 特別国税調査官(産) | 村本 正浩 | 局 | 調査第一部 広域情報管理課長 |
| 総務課長 | 高井 昭雄 | 局 | 課税第二部酒税課 主査 | 垂野 朋代 | 局 | 総務部人事第一課 課長補佐 |
| 個人第2統括官 | 西田 高典 | 豊能 | 情報技術専門官(所) | 伊藤 孝 | 奈良 | 個人課税第2部門 統括国税調査官 |
| 法人第1統括官 | 荻野 晃 | 東 | 税務広報広聴官 | 三吉 浩司 | 住吉 | 法人課税第1部門 統括国税調査官 |

アフラックの「がん保険」は「納税協会の福祉制度」に導入されています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



「生きる」を創る。

納税協会の福祉制度
アフラックのがん保険

Aflac



着任のごあいさつ

豊岡県税事務所長 村尾 浩司

盛夏の候、豊岡納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人豊岡納税協会の会員の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、県行政、とりわけ税務行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り心より感謝を申し上げます。この度の人事異動により、豊岡県税事務所に着任いたしました村尾でございます。

微力ではありますが、全力を尽くして職責を果たしていく所存でございますので、前任者同様、引き続き温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、兵庫県では、社会経済情勢の変化への的確な対応など、県民ニーズを的確に捉えつつ、兵庫県地域創生戦略、兵庫2030年の展望及び21世紀兵庫長期ビジョンを踏まえた、「すこやか兵庫」の実現に向けた施策を積極的に推進しています。

また、但馬県民局では、「但馬地域経営プログラム」に基づいて、①但馬内周遊観光の強化など夢但馬周遊ツーリズムの推進や山陰海岸ジオパークの取組、鉱石の道の魅力発信、コウノトリの棲める郷づくりなど但馬の地域資源を生かした取組と併せて、新たな文化活動拠点を全国に発信することで、人口減少に伴う地域力低下を補う「交流人口の拡大」を図る。②たじま暮らしや産業活性化の推進などの施策を総合的に推進するとともに、但馬牛など但馬ブランド製品の育成強化により、若者等の但馬地域への関心を高め、就業、就農を促進することで、人口減少の進行を緩和する「定住対策の推進」を図る。③健康長寿社会の実現に向けた医療提供体制の構築や防災・減災対策などを進めるとともに、高速交通ネットワークの整備など安全・安心な「基盤づくりの推進」を図る。の3点に重点をおき、「あしたのふるさと但馬」を目指した地域創生の推進に向けて、各種施策を積極的に展開しているところです。

令和元年度当初予算の県税収入見込額は、好調な企業業績を反映して法人関係税が増となるほか、10月からの地方消費税税率引上げ等により、前年度を148億円上回る7,380億円を計上しております。

本県財政を取り巻く状況については厳しいものがありますが、先に述べました施策の推進のため、貴重な自主財源となっている県税の最大限の確保は、税務行政に携わる私どもに課せられた責務であると認識しております。

皆様におかれましては、自主納税体制の確立にご協力いただくとともに、納期内納付の推進、振替納税の普及、租税教育をはじめとした納税意識の高揚にご尽力を賜っているところでありますが、今後とも一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、豊岡納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人豊岡納税協会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝とご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

人事異動

但馬県民局 豊岡県税事務所 (4月1日付)

| 職名 | 転入 | | 転出 | |
|-----------------|-------|----------------------|-------|-------------------------------|
| | 氏名 | 前任等 | 氏名 | 転出先 |
| 所長 | 村尾 浩司 | 中播磨県民センター姫路県税事務所 副所長 | 小野 幸一 | 北播磨県民局加東県税事務所 所長 |
| 副所長兼調整課長・納税相談室長 | 宮崎 義久 | 阪神北県民局伊丹県税事務所 課税第1課長 | 三井 孝広 | 阪神北県民局伊丹県税事務所 副所長兼調整課長 |
| 収税管理課長 | 田中 稔浩 | 企画県民部企画財政局税務課 主査 | 中谷 達也 | 北播磨県民局加東県税事務所 副所長兼調整課長・納税相談室長 |
| 課税第2課長 | 鈴木 隆司 | 丹波県民局丹波県税事務所 課長補佐 | 津森 信生 | 神戸県民センター神戸県税事務所 所長補佐兼不動産取得税課長 |

豊岡銀行協会

(順序不同)

- ・三井住友銀行
- ・但馬銀行
- ・但馬信用金庫
- ・山陰合同銀行
- ・みなと銀行
- ・但陽信用金庫
- ・兵庫県信用組合
- ・たじま農業協同組合

令和元年度 公益社団法人 豊岡納税協会 定時総会開催 豊岡納税貯蓄組合連合会

去る5月23日アール・ベル・アンジェ豊岡において、豊岡税務署長様、豊岡県税事務所長様をはじめ幹部の方々、並びに関連会社幹部の来賓ご臨席のもと、定時総会が開催されました。

豊岡納税協会の総会では平成30年度事業及び決算報告、会費基準の改定について慎重審議の結果、原案どおり承認可決されました。

また、3月27日開催の理事会において承認された平成31年度事業計画及び収支予算についても併せて報告されました。

豊岡納税貯蓄組合連合会についても、平成30年度事業報告と収支決算、令和元年度事業計画と収支予算について慎重審議の結果、何れも満場一致で原案通り承認可決されました。

◆公益社団法人豊岡納税協会

事業方針

当協会組織では、会員数の増加に向けた取組みに力を入れてきたところですが、減少に歯止めがかかるとの状況に、財政は予断を許さない状況におかれております。



財政基盤の改善は喫緊の課題であり、これの解消に向け、会員増加への取組みを引き続き行うこととします。現在行っている親会の役員による加入勧奨に加え、活動が活発である青年部会の会員に対し参画を呼び掛け、一体となって取り組む環境作りに配慮することとします。

また、協働推進体制の強化による福祉制度の推進に向け、受託会社3社との協力関係の構築を今以上努めることとします。

会費基準の改定

【個人会費】

- (1) 現行等級における1,200円及び1,500円を徴する会員について、金額を2,000円に引き上げる。
- (2) 各支部から徴する会員について、1,000円から2,000円に引き上げる。
- (3) 新規加入者については一律2,000円とする。

【法人会費】

支店法人等の会費基準を新設

◆豊岡納税貯蓄組合連合会

事業方針

当連合会では、全国規模で実施される「中学生の税についての作文」募集、並びに兵庫県連において実施される「小学生高学年を対象とした税に関する書道・ポスター」の募集活動を実施してまいりましたが、本年も継続するとともに、一昨年より実施している税務署・県税事務所・納税協会との共催による、但馬ドームで開催される「但馬まるごと感動市」での税に関する書道・ポスターの展示及び小学生を対象とした税金クイズ等を引き続き行うこととします。

また、多くの組合員が事業に参画するという意識の醸成を図り、共に事業活動を推進する環境作りに努めることとします。

豊岡納税協会 決算書・予算書

(単位：円)

| 科 目 | 平成30年度決算額 | 平成31年度予算額 |
|---------------------|-------------------|-------------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | |
| 1. 経常増減の部 | | |
| (1) 経常収益 | 17,545,869 | 17,402,100 |
| 基本財産運用益 | 1,100 | 1,100 |
| 特定資産運用益 | 3,105 | 3,200 |
| 受取会費 | 6,602,700 | 6,807,000 |
| 事業収益 | 562,847 | 445,000 |
| 受取助成金 | 9,533,520 | 9,425,700 |
| 雑収益 | 842,597 | 720,100 |
| (2) 経常費用 | 16,712,448 | 17,276,600 |
| 事業費 | 14,196,884 | 14,648,200 |
| 管理費 | 2,515,564 | 2,628,400 |
| 当期経常増減額 | 833,421 | 125,500 |
| 2. 経常外増減の部 | | |
| (1) 経常外収益 | 0 | 0 |
| (2) 経常外費用 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | 833,421 | 125,500 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 82,000 | 82,000 |
| 当期一般正味財産増減額 | 751,421 | 43,500 |
| 一般正味財産期首残高 | 38,719,525 | 35,882,100 |
| 一般正味財産期末残高 | 39,470,946 | 35,925,600 |
| II 正味財産期末残高 | 39,470,946 | 35,925,600 |

(注)平成31年度予算において、上記以外に資産取得資金の当年度分積立てとして、次とおり計上している。
会館建設等積立資産 302,300円

豊岡納貯連合会 決算書・予算書

一般会計

(単位：円)

| 科 目 | 平成30年度決算額 | 令和元年度予算額 |
|--------------------|-----------|----------|
| 【収入の部】 | | |
| 会報協力費 | 290,000 | 315,000 |
| 補助金・助成金 | 324,537 | 355,000 |
| 雑収入 | 78,616 | 5,000 |
| 特別会計繰入金 | 0 | 150,000 |
| 前期繰越金 | 143,505 | 144,623 |
| 収入合計 | 836,658 | 969,623 |
| 【支出の部】 | | |
| (注)租税教育事業費 (報奨費) | 96,135 | 105,000 |
| (注)税務広報事業費 (会報発行費) | 326,268 | 486,000 |
| (注) (表彰費) | 76,553 | |
| 会議費 | 56,830 | 30,000 |
| その他事務費 | 52,249 | 85,000 |
| 委託費 | 0 | 10,000 |
| 負担金 | 84,000 | 84,000 |
| 雑費 | 0 | 20,000 |
| 予備費 | 0 | 149,623 |
| 次期繰越金 | 144,623 | 0 |
| 支出合計 | 836,658 | 969,623 |

(注)科目名の変更により、予算を組み替えている。

特別会計

(単位：円)

| 科 目 | 平成30年度決算額 | 令和元年度予算額 |
|-----------|-----------|----------|
| 前期繰越金 | 350,000 | 350,000 |
| 一般会計に繰り入れ | 0 | 150,000 |
| 次期繰越金 | 350,000 | 200,000 |

納税協会青年部会だより

★令和元年度 部会総会開催

去る5月29日ホテル金波楼において、豊岡税務署長様をはじめ幹部の方々並びに公益社団法人豊岡納税協会長様をご来賓に迎え、令和元年度部会総会が開催されました。

民野部会長あいさつの後、平成30年度事業報告及び収支決算、平成31年度事業計画及び収支予算について親会の総会で承認可決されたことを報告しました。

主な事業計画は次のとおりですが、本年度は北近畿ブロック青年部会連絡協議会の研修交流会を、当協会青年部が主管となり10月24日に開催します。近隣納税協会の青年部の方々が一室に会する事業となりますので、役員はもとより、部会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

＊研修会

＊北近畿ブロック青連協 研修交流会（豊岡管内）

＊第12回「青年の集い」奈良大会

引き続き任期満了による役員改選が行われ、新部会長に(株)大西屋の大西伸弥氏が選任されました。新役員の方々をご紹介します。

総会終了後は、意見交換会が開催され、多くの新入会員を迎えて熱気があふれる中、異業種の方々と親睦を深めて盛会裏にお開きとなりました。



役員名簿 (敬称略)

| | |
|------|--------------------|
| 部会長 | 大西 伸弥 (城崎 (株)大西屋) |
| 副部会長 | 徳網 靖 (出石 (株)徳網建設) |
| 〃 | 佐藤 壮一 (豊岡 (株)メルサ) |
| 幹事 | 高木 博司 (豊岡 高山設備(株)) |
| 〃 | 浮田 喜弘 (豊岡 マルシン文具店) |
| 〃 | 福井 喜宏 (豊岡 福井リース) |
| 〃 | 中易 裕明 (出石 出石酒造(有)) |
| 〃 | 垣谷 泰司 (城崎 (有)弁天荘) |
| 〃 | 井藤 伸二 (城崎 (株)井藤商事) |
| 〃 | 安田 優二 (香住 (株)太陽舎) |

★新入会員のご紹介 (平成31年1月～令和元年7月入会まで)

青年部会に9名の新会員が入会しました。どうぞ、よろしく！（順不同・敬称略）

- | | | |
|--------------------|------------------------|--------------------|
| 豊岡 畠中真史(株こうのとり不動産) | 日高 中島丈裕(株神鍋ハイランド) | 出石 松原 道(株マツバラ) |
| 豊岡 後藤雄太(G-DENKO) | 日高 細川和也(キンキューズドカーショップ) | 但東 大石聡正(大石建設設備(株)) |
| 城崎 桶生裕介(株おけしょう鮮魚) | 日高 吉谷 貢(吉谷建築) | 但東 柿本恵志(柿本製作所) |

部会長就任のごあいさつ



(株)大西屋
大西 伸弥

この度、令和元年度から2年間、青年部会の部会長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

10月には消費税改正、軽減税率対応、キャッシュレス消費者還元などを控え、地域を取り巻く経済も多様な変化の時代となりました。このような時代だからこそ、若手経営者や経営幹部が集う青年部会は、税を通じて企業発展への一助となれるよう、多くの仲間と共に学び、情報交換や交流を実施しています。

また、税の啓発活動として、子供たちを対象にした「租税教室」を開催しており、事業を通じて地域へ元気を発信できればと考える次第です。青年部会では新しい仲間を募集しております。人脈と交流を広げるチャンスですので、皆様のご入会をお待ちしています。

中学生の「税についての作文」募集

- ◆応募資格 中学生
- ◆テーマ 税に関するもの。題材は自由。内容が税に関するものであれば何でも構いません。
- ◆文字数 原稿用紙（400字詰め）3枚
1,200字以内（題名を含む）
※字数制限厳守。作文のはじめに、題名・学校名・学年・氏名（ふりがな）を明記してください。
- ◆提出先 所属の学校を経て、豊岡納税貯蓄組合連合会へ
- ◆締切り 令和元年9月4日（必着）

小学生の「税に関する書道・ポスター」募集

- ◆応募資格 小学生高学年（5年生・6年生）
- ◆課題 税に関するもの。題材は自由。（例…税金・納税・申告・消費税・振替納税など）内容が税に関するものであれば何でも構いません。ただし、税関に関するものは対象外とします。
- ◆用紙 書道…半紙(白紙 縦33.4cm×横24.3cm)
ポスター…画用紙
(白紙 縦38.0cm×横54.0cm4ツ切)
- ◆提出先 所属の学校を経て、豊岡納税貯蓄組合連合会へ
- ◆締切り 令和元年9月27日（必着）

第58回 「税に関する高校生の作文」募集

- ◆ 応募資格 高校生
- ◆ テーマ 税の意義と役割について考えたこと
自分で考えたことや体験を通じて考えたこと、問題意識を持ったことなど、自らの言葉で表現しているものであれば、何でも結構です。
(例)・社会との関わりの中で自分が体験したことを通じて税について考えたこと
・税に関するニュースや身近な税の話題について考えたこと
(例示にとらわれる必要はありません。)
※応募作品は、本人が創作したもので未発表のものに限ります。
- ◆ 応募点数 1人1編
- ◆ 文字数 800字以上1,200字以内
作文の冒頭には「学校名・学年・氏名(ふりがな)・題名」を、末尾には「応募者の住所」を記載してください(学校を通じて応募する場合は、住所の記載は必要ありません。)
- ◆ 提出先 最寄りの税務署に提出してください。
- ◆ 締切り 令和元年9月5日(木)必着
- ◆ 表彰 優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。
- ◆ 発表 優秀作品は、都道府県名・学校名・学年・氏名とともに国税庁ホームページや国税当局が作成する広報誌等に掲載するほか、報道機関等に資料を提供するなど、広く発表します。
- ◆ 著作権 作品は返却いたしません。作品の著作権は国税庁に帰属します。

【お問い合わせ先】豊岡税務署総務課 (☎0796-22-2101)

申告書の提出は e-Tax(データ送信)または郵送等で!

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方

マイナンバーカードを使って送信 (マイナンバーカード方式)

用意するものは、次の2つ

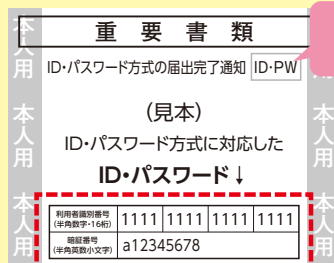
- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタ



IDとパスワードで送信 (ID・パスワード方式) (注)

IDとパスワードは…

平成30年1月以降に税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるものです。

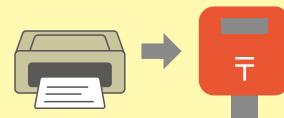


発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

- (注)・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
- ・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

印刷して郵送等で税務署へ提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用すれば、印刷できます。



【お問い合わせ先】豊岡税務署個人課税第1部門 (☎0796-22-2144)

消費税・法人税関係

各種説明会開催のご案内

～多くの方の参加をお待ちしています～

豊岡税務署

消費税軽減税率制度説明会

豊岡税務署内で、消費税の軽減税率制度説明会を以下の日程で開催しております。説明会への参加を希望される方は、前日までに豊岡税務署法人課税第1部門(☎0796-22-2159)に連絡をお願いします(定員6名)。

全日：午前の部 10:00～11:00、午後の部 15:00～16:00

| | |
|----------|----------|
| 8月1日(木) | 9月4日(水) |
| 8月7日(水) | 9月5日(木) |
| 8月8日(木) | 9月11日(水) |
| 8月21日(水) | 9月12日(木) |
| 8月22日(木) | 9月18日(水) |
| 8月28日(水) | 9月19日(木) |
| 8月29日(木) | 9月25日(水) |
| | 9月26日(木) |

改正法人税法等説明会

令和元年度の改正点を中心とした法人税法等説明会を次のとおり開催します。なお、当日は、法人税法等説明会終了後、消費税軽減税率制度説明会も同時開催します。
法人の経理を担当される方々は、是非ご参加ください。

◆開催日程

| 月 日 | 時 間 | 会 場 |
|-----------|--------|---------------------|
| 10月10日(木) | 13:30～ | 但馬地場産ビル 2階多目的ホール |
| 10月11日(金) | 13:30～ | 新温泉町浜坂 多目的集会施設2階 |

【お問い合わせ先】豊岡税務署法人課税第1部門 ☎ 0796-22-2159

年末調整説明会

年末調整説明会を次のとおり開催します。なお、当日は年末調整説明会終了後、消費税軽減税率制度説明会も同時開催します。
是非ご参加ください。

◆開催日程

| 月 日 | 時 間 | 会 場 |
|-----------|---------------------------|---------------------|
| 11月20日(水) | 午前の部 9:30～ 午後の部 13:15～ | 但馬地場産ビル 2階多目的ホール |
| 11月21日(木) | 13:15～ | 新温泉町浜坂 多目的集会施設2階 |
| 11月22日(金) | 13:15～ | 香美区中央公民館 1階視聴覚室 |

【お問い合わせ先】豊岡税務署法人課税第1部門 ☎ 0796-22-2344 (源泉担当)

令和元年 兵庫県納税功労者表彰

6月14日、兵庫県公館において、令和元年兵庫県納税功労者表彰式が執り行われ、但馬地域からは特別徴収義務者として、有限会社 南但石油の1者が受賞されました。

納税の重要性に対する深い認識のもとに、常に適正な申告と納期内納税を続けられ、地域住民の納税意識の育成・高揚並びに納税秩序の確立を図られるなど、納税を通じて県政の推進に大きく寄与された功績が認められての受賞となりました。

受賞者の栄誉をお祝い申し上げるとともに、今後ますますのご繁栄をお祈り申し上げます。



個人事業税の納税について

個人事業税は、所得税・住民税とは別に、個人で事業を行う方に課税される税です。

納期限は **第1期分 9月2日(月)**

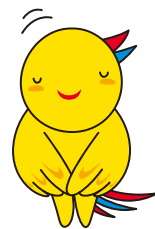
第2期分 12月2日(月) となっています。

第1期分と第2期分の納付書を8月にまとめて送付します。
最寄りの金融機関、または県税事務所で期限内にお納めください。
また、納税には便利な口座振替制度もぜひご利用ください。

□口座振替納税を利用されますと、

- ・現金を扱いませんので安心です。
- ・納期限を気にしなくてすみます。
- ・納税のために金融機関等へ出かける手間が省けます。

*□口座振替のお申し込みは金融機関、県税事務所で受け付けています。



はばタンからの
お願いです。

ゴルフ場利用税 は県や市町の貴重な財源です！

ゴルフ場数

日本のゴルフ場第1号は明治36年5月24日オープンした神戸ゴルフ倶楽部で、現在県内には163カ所のゴルフ場があり、日本第1位です。

(平成31年3月31日現在)



■納める人

ゴルフ場を利用した人がゴルフ場の経営者を通して納めます。

■納める額

ゴルフ場利用税の額はゴルフ場の規模、利用料金等を基準として、一人一日当たり300~1,200円となっています。

■非課税

次の人にはゴルフ場利用税は課されません（該当する旨の証明がある場合に限る）

- ①18歳未満の人、又は70歳以上の人
- ②障害者
- ③国民体育大会参加選手の同大会ゴルフ競技としての利用
- ④学生、生徒、教員等が学校の教育活動としての利用

■市町への交付

ゴルフ場利用税の収入額の10分の7は、ゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場が所在する市町に交付され、地域振興を図るうえで重要な役割を果たしています。



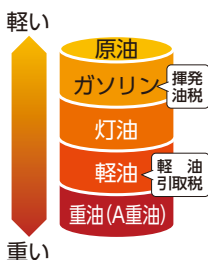
軽油引取税

- ▶軽油引取税は、ディーゼル車などの燃料である軽油を購入した人に課せられる県税です。税率は、1リットルにつき32.1円です。
- ▶農業や漁業などの用途での使用については、軽油引取税が免税になる場合があります。（令和3年3月31日までの特例措置）
- ▶製造軽油（灯油等を混和して製造した軽油）や重油・灯油などを自動車の燃料として使用した場合も軽油引取税が課税されます。

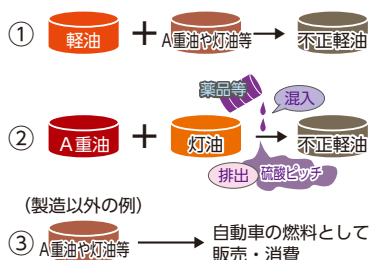


**不正軽油は、
作らない！ 売らない！
買わない！ 使わない！**

燃料油の種類



不正軽油(製造)の主なパターン



▶不正軽油とは、知事の承認を受けないで灯油等を混和して製造した軽油であり、不正軽油を自動車の燃料として使用すると

「軽油引取税の脱税行為」 になります。

バイオディーゼル燃料を取り扱う皆様へ

バイオディーゼル燃料（BDF）に軽油等を混和し、製造・販売・消費する場合、軽油引取税の納税義務が生じることがあります。（製造等の承認も必要となります）

BDFと軽油引取税について

| BDFと混和する燃料 | 混和後の燃料の区分* | 課税の可否 | 地方税法に基づく承認を受ける義務 | | |
|--------------|------------|-------------------------|------------------|----|----|
| | | | 製造 | 販売 | 消費 |
| 無し (BDF100%) | — | 課税対象外 | 無 | 無 | 無 |
| 軽油・灯油・重油等 | 軽油 | すべての用途で課税対象 | 有 | 無 | 無 |
| | 軽油以外の炭化水素油 | 自動車用燃料として販売・消費した場合は課税対象 | 無 | 有 | 有 |

* 混和後の燃料の区分については、地方税法第144条第1項第1号の定めに基づき、燃料の成分や比重等により区分します。

* 本県独自の措置として、登録を受けた業者が製造したB5軽油のBDF相当部分（B5軽油の5%以下）の引取りに対しては、軽油引取税を免除します。（B5軽油の引取りが平成26年4月1日から令和3年3月31日まで行われた場合）

事業用資産をお持ちの方(個人・法人)は 償却資産の申告が必要です

償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる機械、器具、備品等をいいます。「事業のために用いることができる」とは、所有者が自らの事業のために用いることができる場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに、資産が所在する市町に申告していただくこととなります(地方税法第383条〈固定資産の申告〉)。

申告が必要な方

毎年1月1日現在、事業用(製造業・販売業・建設業・サービス業・農業等全ての事業)に使用することができる償却資産を所有している方。

注意1 廃業、清算等をした場合、その旨を記載し、申告していただく必要があります。

注意2 資産の増減が無い場合や該当資産が無い場合も、その旨を記載し、申告していただく必要があります。

申告の方法

償却資産申告書に必要事項を記載し、明細書等の添付書類を添えて、各市町の担当窓口へ提出してください。また、「eLTAX(エルタックス)」(地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム)を利用した電子申告での受付も可能です。

※ eLTAX(エルタックス)を利用するためには、利用届け出、対応ソフトの取得等が必要です。詳しい内容や手続きに関することは、下記のホームページを参照してください。

eLTAX(エルタックス)ホームページ：<http://www.eltax.jp/>

償却資産の評価

固定資産評価基準に基づき、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

- ・前年中に取得した償却資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{取得価格} \times (1 - \text{減価率} \div 2)$$

- ・前年以前に取得した償却資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率})$$

注意1 取得価格…原則として、国税の取り扱いと同様です。

注意2 減価率…固定資産評価基準別表15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定されています。

税額及び免税点

資産一品ごとに算定した評価額の合計を「課税標準額」として、次の算式で税額を計算します。「課税標準額」が150万円(免税点)未満である場合、固定資産税は課税されません。ただし、申告は必要です。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} \quad (\text{各市町へお問い合わせください})$$

法人市民税

法人市民税は、自ら税額を計算して申告し、納付していただくことになっています。

個人の場合は、税務署に申告すれば県・市に対しては別途申告する必要はありませんが、法人の場合は、国・県・市それぞれに対して申告する必要がありますのでご注意ください。

納税義務者

1. 市内に事務所や事業所を有する法人
2. 市内に寮等のみを有する法人（均等割のみ）

税率 ※豊岡市の場合です。

法人税割 ・平成26年10月1日以後に開始する事業年度に係るもの
一律 12.1%

均等割 ・平成22年4月1日以後に終了する事業年度に係るもの
※事業年度末日で判断します。

| 資本金等の額 | 1千万円以下 | 1千万円超 ～1億円 | 1億円超 ～10億円 | 10億円超 ～50億円 | 50億円超 |
|-----------|----------|---------------|---------------|----------------|------------|
| 従業者数50人以下 | 60,000円 | 156,000円 | 192,000円 | 492,000円 | 492,000円 |
| 従業者数50人超 | 144,000円 | 180,000円 | 480,000円 | 2,100,000円 | 3,600,000円 |

上記以外の法人(人格のない社団等)

資本金等の額 1千万円超～1億円：60,000円

滞納処分について

課税された税が納期限までに納付されず、滞納となった場合には、督促状が送付されます。それでも納付も相談もない場合は、納税者の保有財産に対して滞納処分が行われることがあります。

差押の対象となる財産は、預金や不動産、動産など多岐にわたります。差押をした財産は必要に応じて公売にかけられ、売却代金は滞納している税に充てられます。

納付できない特別な事情がある場合は、納期限までに必ず相談するようにしましょう。

今後の豊岡市公売スケジュール（予定）

| | 公売種別 | 開始日時 | 終了日時 |
|-----|-------------|------------|------------|
| 第3回 | 不動産公売 | 令和元年8月7日 | |
| 第4回 | インターネット動産公売 | 令和元年10月18日 | 令和元年10月20日 |
| 第5回 | 不動産公売 | 令和元年11月27日 | |
| 第6回 | インターネット動産公売 | 令和2年1月27日 | 令和2年1月29日 |

※インターネット動産公売は、Yahoo!官公庁オークション上で行っています。

ホームページアドレス https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/hyg_toyooka_city

滞納処分・換価処分執行状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

(千円)

| 執行区分 財産区分 | 滞納処分 | | 換価処分 | | 処分に伴う自主納付額 金額 |
|--------------|------|---------|------|--------|------------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 債権 | 580 | 214,241 | 616 | 86,246 | 58,851 |
| 不動産 | 62 | 72,017 | 4 | 1,434 | 58,053 |
| 動産 | 8 | 13,333 | 11 | 457 | 6,640 |
| 自動車・船舶 | 12 | 8,955 | 1 | 84 | 7,436 |
| 無体財産 | 17 | 3,486 | 8 | 510 | 1,269 |
| 合計 | 679 | 312,032 | 640 | 88,731 | 132,249 |



**総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による
リタイアリスクから会社と家族をまもります**

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 **約52.5%**

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 **約12.5%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

【出典】厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計)

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、納税協会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に納税協会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社
姫路支社/
兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル4F)
TEL 079-282-2515

AIG AIG損害保険株式会社
但馬丹後支店/
兵庫県豊岡市大手町8-5(アピックスαビル2F)
TEL 0796-22-2443